

記憶の歴史化

真実を通じての和解を求めて¹⁾

北 條 ゆかり

I . はじめに

語り伝えやオーラル・ヒストリーなど、文字史料ではなく語られる歴史の研究が進むにつれて、歴史学や社会哲学では歴史と記憶のかかわりが議論されるようになった²⁾。1984年にピエール・ノラが、歴史記述における記憶というテーマのもとで現代歴史学の問題関心のありかを鋭角的に示した『記憶の場』の編纂に着手し、8年をかけて全7巻を上梓したことは、集合心性史研究の領域を一気に拡大した史学史上の大事件であった³⁾。日本においてこの作品にもっとも鋭く反応した共同研究の成果として二宮宏之によって評価される『記憶のかたち』(柏書房、1999年)で、問題提起者の小関隆は次のように定義している。記憶とは「過去を認識しようとするあらゆる営み、そしてこの営みの結果得られた過去の認識のあり方」であり、歴史とは「学術的」と呼びうるような方

1) 本稿は、2006年度滋賀大学経済学部ワークショップ“Texture in Cultural Backyard”の活動の一環として行った報告をもとにしたものである。同ワークショップは、現代社会とその起源となる近代社会における人間の生存、生活意識、権力秩序、表象、暴力、言語表現といった諸領域にわたる問題を、「文化」の観点からとらえるとともに、「文化」とはなにかを考えることを目的として組織された。

2) 語られる歴史のなかで議論の集中するのが、戦争の記憶である。時の経過とともに失われゆく記憶をどう歴史にとどめるかという現実的要請があるからである。そうした状況のもと、方法としての「オーラル・ヒストリー」に対する関心が高まってきたが、とりわけ現代史の叙述においては、歴史家のポジショナリティの問題が鋭く立ち現れる。但し、本稿ではこの問題には立ち入らない。

3) Nora, Pierre (dir.) *Les lieux de mémoire*, 7 vols., Paris, Gallimard, 1984-92. ピエール・ノラ編『記憶の場』全3巻, 岩波書店, 2002-03年. 世界史の構造が劇的に転換したこの間、1996年から98年にかけて、ノラ自身によればフランス語版編集の反省に立って「重要な修正を加えたひとつのミクロコスモス」という位置づけをもった英語版がコロンビア大学出版局から『記憶の領域 *Realms of Memory*』と題して公刊されている。

法で表現された記憶」である、と。同書の阿部安成の報告でも、歴史叙述と同様記憶は構成態に他ならないことが強調されていた。つまりその歴史学は、「実際に起こったこと」それ自体よりも、時を経てそのイメージがどう作られていくか、その意味が消滅したり/させられたり、蘇ったりすることのほうに注目する。再生でもなければ復元でもなく、再建でもなければ表象ですらない。過去の想起としての記憶ではなく、現在のなかにある過去の総体的構造としての記憶に関心を寄せる立場であると筆者は解する。阿部は、歴史記述者は所詮は死者や他者の声の横領者なのだ、という。声を横領された死者や他者は異議申し立てをしない。だから死者や他者の声は注意深く聞き取り、そして書かなくてはならない、と⁴⁾。筆者も姿勢を同じくするものである。近代国家は、正史による記憶の横領、すなわち都合のよい再編成や不都合なものの抹殺を行ってきたが、そうした近代国家を批判する歴史家が叙する「歴史」も、やはりそうした記憶の横領を免れない宿命にあることを銘記しておかねばなるまい。そこで、「歴史」を紡ぎつつ「記憶」に込められた一人ひとりの多様な思いをいかに組みあげて書くのかを自問自答する構えをつねにもとうとするわけである⁵⁾。

筆者が研究のフィールドとするラテンアメリカでは、20世紀後半の30年間余、その大半が革命、内戦、軍政のなかにあって言語に絶する人権侵害が繰り返された。その後、内戦から和平へ、軍政から民政への体制移行の過程で、軍による過去の人権犯罪（国家テロリズム）の責任をどう扱うかが大きな政治問題になった。しかしながら、マリオ・バルガス＝ジョサに代表されるような自由主義史観派あるいは歴史修正主義派は、「脆弱な民主主義を守るために過去を埋葬せよ」（加害者の処罰を追及すれば旧体制を担った勢力の敵対を招き、国民の和解が困難になる）、「民政移管後も軍が隠然として力を保持する南米諸国では、軍の政治介入を防ぎ、民主主義を確固たるものに育て上げるまで軍を

4) 阿部安成「『国民国家』の歴史学と歴史意識」歴史学研究会編『歴史学における方法的転回』青木書店、2002年、p. 305

5) 同上書、p. 303

刺激すべきではない」(軍が反乱を起こせばせつかく始まった民主体制を危うくするかもしれない)という政治的現実主義を主張する。ラテンアメリカの「民主化」は免罪と表裏一体のそれでありつづけているのである。記憶の横領ないし弱者の記憶の抹殺が横行してきたために、記憶の回復は切実な課題である。なかでもっとも長期間にわたって内戦状態にあったのがグアテマラであるが、そこではコノ・スール諸国⁶⁾において問題にされるものとは異なる和解の意味が闘われており(これについては後述する)、「記憶」を擲い上げながら「歴史」を紡ごうとする困難であるが地道で粘り強い試みが当事者を中心に繰り広げられている。

そこで、本稿では、次節において社会が大規模暴力の後で証言に耳を傾け、これに声を与え、集団的記憶として公的に認知することをとおして、歴史といかに向き合い修復を遂げることができるのかを考察した後、第 3 節でラテンアメリカにおけるさまざまな記憶の横領・放棄の現実をチリとアルゼンチンを例に概観する。次いで第 4 節では、グアテマラに焦点を絞って、犠牲者一人ひとりの多様な記憶を丁寧に擲い上げながら「歴史」を紡ぎなおすためにどのような努力が払われているのかを紹介する。最後に、グアテマラの挑戦を筆者として評価してみたいうえで、その成果と残された課題について、日本からの関与のあり方も含めて述べたい。

II. ジェノサイド⁷⁾と「真実委員会」の活動

内戦や独裁政権下での深刻な人権侵害が大量に生じた後で、正義の追究と国民和解の促進の関係 過去とどう向き合い、未来に希望をどう託すか を問い

6) 南米南部の円錐地帯を成すアルゼンチン・チリ・ウルグアイの3国。ときにパラグアイを含めることもある。

7) ジェノサイドとは、ギリシャ語で民族・種族を意味する *genos* とラテン語の殺害 *cide* を合わせた言葉。1948年に採択されたジェノサイド条約(集団殺害罪の防止および処罰に関する条約)、98年に採択された国際刑事裁判所条約で国際法上の犯罪と規定されている。国民的、民族的、種族的、宗教的集団の全部または一部を集団それ自体として破壊する意図をもって行われる行為を意味する。政治的集団に対する虐殺や「文化的ジェノサイド」(文化財の破壊や言語の使用禁止など)をも含めるべきとの見解もある。本稿の検討の中心となるグアテマラの場合、ジェノサイドの事実が認定されている。

ながら、それをいかに克服するのかという問いは、移行期正義 transitional justice の課題として今日世界的に重要視されている⁸⁾。この問題を考察するにあたって筆者が目じりたいのは、行動する法学者マーサ・ミノウ Martha Minow の視点である。すなわち、個人の負ったトラウマを癒すという治療的観点、民族や国家などの集団が負ったトラウマを癒すことは果たして可能かという関心、それらのトラウマの淵源になっている歴史に向き合うために「記憶」という営為をいかにとらえるか、という3点である。

復讐と赦しの間に存在する法制度・文化を模索するうえで、ミノウは二つの考え方を重視する。一つは、加害者、被害者、傍観者を問わず、大量殺戮に関わったすべての個人の心を癒すことを対応措置の中心的課題に据えること、もう一つは、民主制への移行・人権保障体制の整備・そのような体制移行への基礎となる和解の推進という、政治社会環境の劇的な改革を行うことである。有効な社会的対応は、刑事訴追・処罰か、無条件的恩赦かの二者択一ではないはずである。紛争予防を教育方法の観点から模索する団体「歴史と我々自身に向き合う The Facing History and Ourselves」の評議会メンバーにして、「 Kosovo に関する独立国際委員会 Independent International Commission on Kosovo)(1999 年スウェーデンの主導により設置) の委員を務めた経験の持ち主であるミノウには、弱者に向けられた憎悪、あるいは弱者が発する憎悪にいかに対処し、いかに共生社会を築くかという問題関心を戦争犯罪やジェノサイドという大規模集団暴力に適用した著作がある。本書は、復讐と赦しという両極を排したうえで、裁判、真相解明委員会、賠償という3つの法制度的対応についてそれぞれの特質/得失を検証している⁹⁾。その結果、裁判については、ティナ・ローゼンバーグに賛同し、「裁判の目的は、絶対的正義ではなく、漸進的正義でなければならない。究極のところ、裁判は、過去に向き合うというような微妙な問

8) Barahona de Brito, Alexandra, Carmen González-Enríquez and Paloma Aguilar, *The Politics of Memory: Transitional Justice in Democratizing Societies*, Oxford University Press 2004 (2001) .

9) Minow, Martha, *Between Vengeance and Forgiveness: Facing History after Genocide and Mass Violence*, Boston: Beacon Press, 1998. ミノウ, マーサ 『復讐と赦しのあいだ ジェノサイドと大規模暴力の後で歴史と向き合う』 荒木教夫・駒村圭吾訳, 信山社 2003年

題を処理することに適してはいない」¹⁰⁾と判断する。賠償についても、金銭賠償・原状回復・公式謝罪といういかなる形態にも過大な期待を寄せてはならないとする。なぜなら、犯罪によって影響を受けた（加害者も含めての）当事者の人間関係に変化をもたらすことを重視する「修復的正義」の観点からすると、具体的な救済の提供や賠償金の獲得以上に重要なのは、賠償請求の過程やその支援態勢を構築する過程で、侵害事実が公認され、被害者の尊厳とともに失われた人間関係が修復されていくことであるとみなすからである。

そこで、大規模暴力の後で、我々は過去といかに向き合うべきなのかを問うとき、ミノウはとりわけ1995年に設置された南アフリカの「真実と和解委員会」（Truth and Reconciliation Commission 以下、TRC と略す）に可能性を見出す。TRC のヒアリングにおける審問や証言、そして報告書の刊行は、個人が自らの物語を他者に聞いてもらえる機会を得ること、民族や国家全体の抱えるトラウマの由来や暴力の来歴を一貫した物語として提示することを可能にするからである。一人ひとりがトラウマとして抱えながら、他者には忘れ去られてしまった災厄に公的認知を与え、何が起きたのかをできるかぎり完全に説明しようとする、そのような物語の創出プロジェクトは、体制を総体的に批判することを可能にし、個人が心的外傷後ストレス障害に立ち向かうのを助ける治療プロセスとなる点で、刑事訴追より優れているとの判断なのである。共通の過去を認識する始まりとも言えよう¹¹⁾。

南アフリカの TRC が採用したような、真相の全面的告白と引き換えに赦免を与える条件付恩赦は、法の支配と物語創出、治療的措置を巧みに接合するも

10) Rosenberg, Tina, *The Haunted Land: Facing Europe's Ghosts after Communism*, New York: Vintage, 1995 p. 351. ローゼンバーグは、ラテンアメリカ、東欧、南アフリカにおける集団的暴力の問題を追い続けてきたジャーナリスト。

11) これまで人間として認められてすらいなかった人びとにとって「ミスター/ミセス」を付けて呼ばれること自体、南アフリカの歴史の中では画期的なことであり、「語る」ことこそ「癒し」の第一歩、人間としての尊厳の回復の始まりなのである。南アフリカの取り組みについては、永原陽子「もう一つの「過去の克服」 南アフリカにおける真実と和解」『歴史学研究』第707号、1998年2月；同「アバルトヘイトから「和解」へ 南アフリカ・真実和解委員会の挑戦」『世界』第653号、1998年10月；同「南アフリカ/「真実と和解」から「正義と和解」へ」『アジ研ワールド・トレンド』No. 82、2002年7月を参照。

のとして評価しうる。審理では徹底的な公開性の原則をとってヒアリングが行われ、報道される。TRCの誕生自体、アパルトヘイト体制の当事者であった国民党の議員を多く含む議会の決定により、国民の意志として実現したのであるから、「過去の克服」が国民的営為として取り組まれていることの証と解してよいであろう。

別の理由からも、この種の委員会の設置は裁きに代わるものとして注目されている。すなわち、敢えて起訴に持ち込めば、新体制に政治的な不安定性がもたらされること、冷戦終結後とくに、犯罪に関する世界認識が変化してきたこと、責任者の確定・限定をめぐる困難、過去の恩赦を撤回し、遡及的正義を問う時の合法性について司法関係者の判断が分かれること、いかなる措置に対しても広範な批判と不満が残ること、といった点を考慮するからである¹²⁾。

といえども、真実委員会に過大な期待を寄せることには問題があることもたしかであろう。ウガンダの「行方不明者調査委員会」(Commission of Inquiry into the Disappearance of People in Uganda since the 25th January, 1971)¹³⁾を嚆矢として、全世界でこれまでに設置された20以上の同様の委員会(以下、これを真実委員会と総称する)について、その問題点と効果を経験的・体系的に分析しているプリシラ・B・ヘイナーによれば、委員会の活動が犠牲者の癒しと和解につながっていくためにはいくつか条件がある¹⁴⁾。政権移行後できるだけすぐに活動を開始し、活動期間は少なくとも9カ月以上、最長2年か2年半以内に設定すべきであること、調査権限(証言者の召喚、資料の捜査・押収、証人保

12) Nino, Carlos Santiago, *Radical Evil on Trial*, New Haven, Yale University Press, 1996 大串和雄「罰するべきか許すべきか」『社会科学ジャーナル』40号, 国際基督教大学社会科学研究所, 1999年

13) 1974年に設置された。

14) ヘイナー, プリシラ・B¹⁾『語りえぬ真実 真実委員会の挑戦』阿部利洋訳, 平凡社, 2006年 Hayner, Priscilla B., *Unspeakable Truths: Facing the Challenge of Truth Commissions*, New York: Routledge, 2002 各国の真実委員会は五つの基本的な目的を共有している: 過去の人権侵害を究明し, 公式に認知する, 犠牲者の具体的要望に応える, 証拠資料の蓄積により, 正義と説明責任という理念に貢献する, 制度的責任や欠陥を暴き, 再発防止へ向けた改革案を勧告する, 和解を促進し, 過去をめぐる対立を軽減する。

護)と報告権限(加害者の実名記載, 勧告の法的拘束力)が強力であることなどが特に鍵となる。逆に言えば, こうした権限が付与されない限り, 加害者の協力は望み得ず, 被害者の側が残虐行為の立証責任を負わされるという不条理が避けがたく, その過程で慎重なりハビリや精神的ケアがなければ被害者は苦しい過去を追体験させられ, 二重のトラウマに捉えられてしまう危険がある。

しかしそれでも, ヘイナー自身も結論するように, 真実委員会は移行期正義の選択肢として主要な位置づけを占めるものである。真実委員会の報告書は, その国の歴史が一般に議論されるための土壌を整えるものと位置づけられよう¹⁵⁾。「復讐と赦しの間には, 記憶と肯定の道, そして, 我々は何者であって, 何者になり得るのかに向き合う道が敷かれている」とのミノウの指摘は示唆に富む。大規模暴力後における歴史への対応は, 過去をいかに扱うかという局面にのみ記憶と忘却の問題を限定するわけではない。個人と社会全体にとって現在と未来をどのように構想するかに関わる営為なのである。

Ⅲ. チリ・アルゼンチンにおける歴史をめぐる内戦

1970年代, 大半の国が軍事政権などの独裁政権によって支配され, 壮絶な人権侵害が横行していたラテンアメリカにおいては, 1979年のエクアドルを皮切りに民政移管がその後全域で果たされはしたが, 過去の人権侵害の責任にどのような対処がなされてきたのであろうか。

ラテンアメリカ諸国では現在も, 犠牲者の家族や人権活動家らが真実を求める要求を掲げて闘い続けている。ミラン・クンデラが全体主義に対する抵抗を「権力との闘いは, 忘却に対する記憶の闘いである」と要約しているが, まさに闘いは手続きの民主主義が定着した今も続いている¹⁶⁾。過去をめぐるそうした対立を闇に葬ろうとする政権側の腐心に反して, 独裁政権時代あるいは内戦下で起きた拷問や失踪, 殺害などは現在の大きな一部を成していると言って

15) 公的措置としては他にも, 公職追放, 包括的恩赦, 新憲法制定, 国際的な新制度・新組織の創設, 記念施設の建設や公共芸術の振興などがあり得よう。

16) Kundera, Milan, *The Book of Laughter and Forgetting*, New York: Knopf, 1980 pt.i, sec.ii. アルゼンチンの「五月広場の母親たち」の抗議はその代表的なものである。

も過言ではない¹⁷⁾。多くのラテンアメリカ諸国における民政への移行と和平プロセスは危ういものであるため、文民政権には政治的闘争を解決することは難しく、まして国家によるテロの傷跡を癒すことはなおさら困難であった。いずれの国でも軍事政権自ら、あるいは軍におもねった移行期の政権によって、特赦法が制定された。そのことによって、軍政下・内戦下での人権侵害等の犯罪については罪を問わないことが制度的に保障されることとなってしまっている。こうした状況のもとで、過去の歪曲や歴史の忘却に抗する闘いがさまざまな形をとって行われてきた。ウルグアイのように明白に政治的な闘いもあれば、アルゼンチンやチリにみられる、記念碑や記念日を作るという努力もある。映画や文学作品などもまた、過去を記憶するための闘いの手段の一部となっている。真実と正義を求める要求が存続するばかりが強まってさえいるという事実は、直接の被害者のみならず多くの人びとにとって、共同性を回復し社会を再建すること、将来の世代に記憶を手渡すことが重要であることを示していると同時に、暴力と弾圧によって作り出された社会の埋めがたい断絶を物語りもしている。ここで、チリとアルゼンチンに絞って、この「歴史をめぐる内戦」の経緯を確認しておくこととする¹⁸⁾。

チリで1973年9月11日に起きたピノチェト(Augusto Pinochet)の軍事クーデターは、その残酷さにおいてラテンアメリカでも未曾有のものだった。アジェンデ派に対する弾圧は「ポリティサイド」(政治的ジェノサイド)と呼ばれるほどに苛烈をきわめ、ピノチェト首班の軍事政権は1990年まで続いた。この間

17) 本稿ではメキシコのケースには触れていないが、1968年の「トラテロルコ事件」やその前後に頻発した「汚い戦争」をめぐる真相解明に公式に着手する動きがフォックス前政権(2000-06)において起こりはしたものの、結局「過去の社会的・政治的運動に関する特別検察(FEMOSPP)」が調査に基づき行った逮捕令状の請求は却下された。エレナ・ボニアトウスカ『トラテロルコの夜』拙訳、藤原書店、2005年の冒頭、著者序文「日本の読者へ」およびオクタビオ・パスによる「英語版『トラテロルコの夜』序文」、ならびに拙稿「メキシコの1968年 ポスト革命期現代史の分水嶺と民主化への挑戦」、『環』Vol. 23, 2005年、藤原書店を参照。

18) 大串和雄「免罪による「民主化」 人権侵害の過去に立ち向かうラテンアメリカ」、『世界』第653号、1998年10月および飯島みどり「ラテンアメリカ 海図なき新たな五世紀へ」、『歴史学研究会編『講座世界史』第11巻、東京大学出版会、1996年を参照。

にチリの民主主義的諸制度は完全に破壊された。政権は1978年に、それまでの人権侵害をすべて免責する一種の自己恩赦法を公布した。軍事政権後に登場したエイルウィン政権（1990-94）は中道左派連立政権であったが、恩赦法の廃止を断念し、それと引き換えに死亡と強制的失踪を対象とする「真実と和解のための国家委員会」を大統領の政令によって設置することにした。しかし、委員会には召喚の権限がなく、犠牲者の遺体を隠した場所などもっとも多くの事実を把握している軍と警察は調査に協力しなかった。委員会の報告書によれば、調査の対象となった人権侵害の犠牲者2115名のうち、2025名が軍事政権による犠牲者、90名が反政府武装勢力による犠牲者であった。委員会は加害者の氏名を公表せず、加害者に関する情報を裁判所に送付し、どのような処罰を加えるかの判断を委ねたが、裁判所はかの恩赦法を適用し無罪にした。

しかし、1999年にチリ最高裁判所が「行方不明に関する事件については、免責法はもはや無効」との判断を表明してから、事態は変化しはじめた¹⁹⁾。しかも1998年末にスペイン人判事の要請によりロンドンでピノチェトが逮捕されたのをきっかけに、軍政下に行われた重大事件に関する無数の裁判が法廷に持ち込まれるようになった²⁰⁾。ピノチェト事件の場合、国際法廷の増大しつつある権威と監視が、地域的国内的レベルでの正義の探求を、妨げるのではなく援助していることは明らかである。実際、国内の裁判所が扱うことのできない、あるいは扱おうとしない、人道に対する犯罪を審理することのできる国際的司法組織がますます必要とされ、2003年3月にオランダ・ハーグに国際刑事裁判所が発足した²¹⁾。ピノチェトは拘束、裁判、公的屈辱を味わいながらも、ついに裁かれることなく免責特権を帯びたまま2006年末に死去した。アジェンデ大統領（1970-73）の右腕であったが軍事政権下で亡命を余儀なくされた作家

19) 被害者の遺体が発見されるまでは、加害行為は殺人ではなく誘拐と判断され、現在も進行中の行為であるため、1978年の免責法に定める期限の適用を受けないとする論拠である。

20) ヘイナー上掲書、p.134

21) 日本はこのほどようやく（2007年10月1日）同裁判所設立条約であるローマ規程締結国となり、ICCに加盟したが、米・ロ・中・印ほか東南アジア諸国の多くは依然加盟していない。

アリエル・ドルフマンが指摘するように、当然視されていた奴隷制や貧困家庭の幼年労働や男尊女卑が数十年のうちに忌むしく憎むべきものと見なされるようになったのと同じく、我々はいま、同様の変化を迎える寸前の時点にいるのかもしれない。自国の民衆を収奪し殺害する支配者たちは必ず何らかの懲罰を受ける、そういう世界を想像する能力を獲得しようとしているのかもしれない²²⁾。

一方、アルゼンチンでは、1976年に軍が政権を掌握してからの7年間、暫定軍事政権が次々と交替した。この間、「破壊活動分子」を掃討するという名目で猛威をふるった反共キャンペーンを通じて3万とまで推測される人びとが軍兵士の手により行方不明にさせられた。逮捕され、拷問を受け、殺害される。そして遺体は決して見つからないように処分されたのである。

他のラテンアメリカ諸国では軍事政権と民主化勢力との妥協によって民政移管が達成されたのに対し、アルゼンチンでは1982年のマルビナス（フォークランド）戦争での敗北によって軍事政権が瓦解したために、軍政側には交渉を行う余裕はなく、政権から撤退せざるを得なかった。このような事情から、軍政後のアルフォンシン政権（1983-89）は、政権引き渡し際に軍事政権が制定した自己恩赦法を取り消し、失踪者調査委員会を組織した。その報告書「もう二度と *Nunca más*」は8960名の失踪者を確定し、340の秘密拘禁・拷問センターの存在を明らかにし、国内外に大きなインパクトを与えた。

しかしながら、それ以上の訴追を行うことは意図されなかった。軍の反乱を恐れたために、86年に終止符法（*Ley de Punto Final*）を制定し、法案成立後60日以内に起訴されなかった軍人を裁くことを禁止したうえ、翌年には正当な服従法（*Ley de Obediencia Debida*）の制定によって、ほとんどの軍人は上官の命令に従っただけであると推定され、罪に問われないことになった。続くメネム政権（1989-99）は90年に軍事政権のトップまですべて特赦してしまった。こ

22)ドルフマン, アリエル『ピノチェト將軍の信じがたく終わりなき裁判 もうひとつの9・11を凝視する』宮下嶺夫訳, 現代企画室, 2006年. Dorfman, Ariel, *Exorcising Terror: The Incredible Unending Trial of General Augusto Pinochet*, London: Pluto Press, 2002.

うして、画期的な処罰に始まったアルゼンチンの試みも、完全な免責に終わったのだった。両国において、主要な対立軸は政治権力、経済的利害、イデオロギーであり、民族ではなかったこともここで確認しておきたい。

Ⅳ．「歴史的記憶の回復プロジェクト」 グアテマラ

世界各地で「国民和解」という課題が浮上するなか、中米諸国に顕著な特徴は、明白な内戦、つまり正規軍（政府軍）対非正規軍（反政府ゲリラ）の長期にわたる武力衝突を経てきている点である²³⁾。グアテマラで1961年から1996年にいたる36年間にわたって繰り返された紛争は、当初は米・ソ・キューバ間の冷戦構造を背景とした、ラディーノ²⁴⁾であるエリート間の権力闘争（すなわち大農園主・政府軍・伝統政党の連合対左翼ゲリラという対立軸）として始まり、汚い戦争²⁵⁾と呼ばれた60年代の闘争で少なくとも1万5千人が殺害された。70年代に入ると、マヤ民族の解放運動が左翼ゲリラの統制を離れて姿を現し始めたことから、軍事政権側が国家安全保障上の潜在的脅威を「国際共産主義・武装ゲリラ」から「インディオ」に移行させ、マヤ民族の集団殺害に及んだ。80年代には軍事的にゲリラ勢力への攻勢を強める²⁶⁾とともに、先住民民族に対しては86年の民政移管後も軍部の統制下におくため、先住民男性の自

23) 飯島みどり「中米/三つの内戦、三つの「和解」」特集/「国民和解」 圧政・内戦・虐殺を超えて『アジ研ワールド・トレンド』No. 82, 2002年7月。

24) ラディーノとは、マヤ民族と対比して使用される文化概念であり、非先住民一般をさす。

25) 反体制派とみなされる殺害対象者がリストアップされ、政府軍や治安機関の手で拉致・拷問・殺害が展開されていたが、国家は関与を否定し続けたことからこう呼ばれる。ヨーロッパ諸国のネオナチやファシスト集団などのテロ組織とラテンアメリカ各国の軍部が70年代に構築した「コンドル作戦」という国際的なネットワークや、ラテンアメリカの軍人を訓練し成型した上で彼らに自国での米国の利害促進を預からせた米国政府機関 SOA (The School of the Americas) については、Dinges, John, *The Condor Years: How Pinochet and His Allies Brought Terrorism to Three Continents*, The New Press 2004; Gill, Lesley, *The School of the Americas: Military Training and Political Violence in the Americas*, Duke University Press 2004. を参照。

26) リオス＝モント政権下（1982-83）、軍は西部高地で焦土作戦を展開、8ヵ月間で7万5千人（紛争期の犠牲者の半数近く）が殺害された。これにより共感あるいは必要性からゲリラの庇護を当てにしていた先住民共同体はエスノサイドに曝され、グアテマラ民族革命連合（URNG）の軍力も劣勢化した。

警団 PAC²⁷⁾への編成を強化し、虐殺を生き延びた国内避難民を「モデル村」(軍管轄下の強制収容所)に収容し、軍への忠誠教育を強要していった。このようにして先住民共同体の根底からの破壊が続けられ、ラディーノ間の権力闘争として始まりラディーノ権力によるマヤ共同体指導者の殺害に移行していった暴力が、マヤ人によるマヤ人の無差別殺戮に転換したのである²⁸⁾。

ジェノサイドの認定は、マヤ民族団体の強い要望を受けて、歴史究明委員会(Comisión de Esclarecimiento Histórico, CEH)が担った。CEHは国連が中心となって編成した組織であり、1年間の調査期間の後1999年2月に全12巻からなる調査報告書を公刊し、以下の実態を明らかにした²⁹⁾。36年間の紛争を通じ、626の村が破壊され、死者・行方不明者は20万人以上、国内避難民150万人、国外難民は15万以上にのぼる。1000万国民の1割以上が紛争の直接の犠牲者なのである。死者・行方不明者の83%がマヤ民族であり、非戦闘員が90%であるのに対して、加害責任の93%が国家機関(政府軍・治安維持機関・自警団)に帰する。URNG(グアテマラ民族革命連合)の責任は3%であり、残りは不明とされた。数十年にわたる恐怖政治のもとで沈黙を強いられてきた犠牲者たちが語る虐殺の実態は、想像を絶する衝撃的なものであった³⁰⁾。

27) 自警団は、96年の和平協定締結後は村落開発委員会になり替わり、政府の開発プロジェクトや国際復興援助の受け皿となっていることが少なくない。

28) 狐崎知己「グアテマラ内戦下のジェノサイドと“和平協定”後の展開」日本学術振興会人文・社会科学振興プロジェクト研究事業「ジェノサイド研究の展開 Comparative Genocide Studies」によるシンポジウム「平和構築と地域研究」報告(2004年12月4日)。<http://www.cgs.c.u-tokyo.ac.jp/index.html>を参照。

29) CEHの報告書(英文サマリーおよびスペイン語版全巻)は<http://shr.aaas.org/guatemala/ceh/index.html>で閲覧可。政府軍によるマヤ民族へのジェノサイドが事実認定されており、国家としての責任の存在に対して、ジェノサイド条約が規定する調査・処罰義務を履行していないことが明記されている。次のような記載にも注目されたい。「軍事作戦は、国防関係の諸機関の事前の完全な承認と参加・支援の上で遂行された。(中略)まず共同体の指導者を公の場で拷問のうえ殺害し、集団の抵抗力を奪った。絶滅・大量破壊作戦では、女性・子供・老人も対象に含まれ、拷問と集団的レイプの後に殺害が執行され、避難民の追撃が空爆を伴う形で行われ、集団成員間の社会的凝集性が根本から破壊された。さらに、集団の社会構造の再建のあらゆる可能性を打ち砕く試みが行われた」(第3巻p.417)。

30) 本稿の目的は和平協定後の問題を論じることにあるので、グアテマラ紛争の要因と展開については、歴史的記憶の回復プロジェクト編『グアテマラ虐殺の記憶』飯島みどり・狐崎知己・新川志保子訳、岩波書店、2000年を参照。本書は、グアテマラ大司教区人権局が

グアテマラにおける和平プロセスは、1987年、中米和平協定の締結をもって始まった。これは、同国とニカラグア、エルサルバドルの3ヶ国で勃発していた国内武力紛争を、同時並行的に交渉によって解決することをめざした地域協定であった。難航の末、94年、グアテマラ政府とURNGの要請を受けて国連が和平交渉の仲介に入り、国連グアテマラ和平検証団(MINUGUA)が創設された。この間、国内では87年に国民和解委員会(CNR)、94年には市民社会協議会(ASC)が結成され、国際社会も93年、ノルウェー・米国・スペイン・メキシコ・コロンビア・ベネズエラの6ヶ国が「国連事務総長友好国グループ」³¹⁾を結成し、中立的立場から交渉継続へ向けて粘り強い支援と圧力を使い分けていった。アムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチ・アメリカスなどの国際人権団体や欧米各国のNGOが展開した精力的な活動の影響も指摘しておかなければならない³²⁾。

そうして1996年末、「グアテマラにおける確固たる恒久的な和平協定」が調印された³³⁾。協定の重要分野は、包括的人権協定、武力紛争により影響を受けた人びとへの再定住協定、国民に対し苦痛を与えた人権侵害と暴力的行為に関する真相究明委員会の設置協定、先住民族のアイデンティティと権利協定、社会経済的側面と農業問題に関する協定、文民権力の強化と民主体制における軍部の役割に関する協定、URNGの合法性への復帰のための基盤協定であった³⁴⁾。

31) 発行した、「グアテマラ・もう二度と」Guatemala: Nunca más, 1998の抄訳。世界の真実委員会報告書のなかで、初めて日本語で概要が読めるものとして出版された。

32) 米国の参加は、人権侵害を黙認してきた従来の軍事的解決路線からゲリラを政治勢力として容認する交渉による解決へと向かう重要な政策変更を意味し、グアテマラ軍部や財界に強い衝撃を与えた。クリントン大統領(当時)は、CEH報告書公表後グアテマラを訪問し、軍事政権への米国の長年の支援についてグアテマラ国民に向けて謝罪すると同時に、民主化と人権擁護に向けた支援の約束履行として、米政府機関が収集してきた軍部に関する膨大な機密情報を公開し、秘密墓地の遺体発掘・検死作業への資金協力を行った。

33) 和平協定調印までの詳しい経過は、狐崎知己「グアテマラ紛争解決へのプロセス」石井章編『冷戦後の中米 紛争から和平へ』アジア経済研究所、1996年を参照。

34) Acuerdos de paz, Guatemala: Universidad de Rafael Landívar, 1998.

34) 協定の履行期限は当初、2000年12月と定められたが、予定通りには進展せず延長が繰り返されている。未だに協定の半分近くが未履行に留まっている。

グアテマラの場合、ゲリラが弱体化していたために、和平交渉の過程に政府とゲリラ以外の主体が参与する道が開けた。上述のような先住民運動組織、人権団体、経営者団体など軍事力行使の直接の当事者以外が交渉を支えたことは重要であった。なかでも、CEHの公式調査に先がけ、カトリック教会が95年4月より独自調査に乗り出した。この計画は「歴史的記憶回復プロジェクト」(Proyecto interdiocesano de recuperación de la memoria histórica, REMHI 以下、レミーと表記する)と名づけられ、事務局としてグアテマラ大司教区人権局(OD-HAG)が開設された。

レミーの活動の特筆すべき点は、「アニマドーレス」(animadores de reconciliación 和解のために勇気づける人びと、働きかける人びとの意)と呼ばれる調査員650名が、文化、言語、恐怖の体験を紛争犠牲者と共有する、村の志願者のなかから養成されたことである。半年間にわたる訓練で、紛争の歴史、面接調査に際しての心得や録音機の使い方から、メンタル・ケアまでが伝授され、アニマドーレスの間でレミーの意義と歴史を学ぶ意味、暴力の影響と恐怖の克服の仕方などが話し合われた。外部の人間が調査に当たるのではなく、共同体の内部から自分たちの経験を再構築する努力が払われたところにレミーの真骨頂がある。アニマドーレスを養成する過程自体もまた、共同体再建の一部をなすものであった。聞き取りの場で、アニマドーレスがまず自らの経験から語り始めたことも大きな効果を上げた。アニマドーレスには自ら拷問を受けたり肉親を殺されている者が少なくないため、精神的な苦痛を乗り越えて作業を進めるには、相互に励まし合い、専門のケアを受けることが欠かせなかった。「証言が何の役に立つのか」と問われれば、「真実を知ること」、「死者に尊厳をもたらすこと」、「恐怖と沈黙を克服して言葉を取り戻すこと」、「共同性を回復し社会を再建すること」、「将来の世代に記憶を手渡すこと」の重要性を挙げた³⁵⁾。

35) 歴史的記憶の回復プロジェクト編, 同上書。マヤ文化において死者は共同体の一部をなし、生者とは別の生命をもっているため、放置された遺体を発掘して埋葬することは、暴力によって破壊された死者との関係を修復する機会をもたらすことになり、死者を哀悼できる正確な場所を知ること、やむなく中断されていた喪のプロセスを閉じることでもあると解釈される。

また、レミーは、報告書のなかで次のような勧告を掲げている： 国家・政府が国家テロリズムの責任を認めること、 政府は教科書・公文書などにレミーおよびCEHの調査結果を盛り込むこと、 秘密墓地の発掘、遺体の確認を進めること、 犠牲者の尊重、 国家は犠牲者に記憶を返還し、正史の裡へ組み込むこと。

代表のヘラルディ司教が全4巻1600頁からなるこの報告書を公表したのは98年4月のことであった³⁶⁾。しかし、レミーは共同体への成果の還元を何よりの使命と位置づけているため、報告書の作成・公表をもって任務が完了したとはみなされず、その後も、これによって勇気づけられた人びとの新たな証言を聞き続けており、調査結果を共同体単位で還元し、社会の内側から暴力を根絶するために取り組んでいる。

他方で、武装蜂起したURNGゲリラたちの「社会復帰」も和平の内実を測る重要な視覚をなすという指摘がある³⁷⁾。除隊者5千名余の7割が自らをマヤ系エスニシティの裡に位置づけている事実は、武装闘争と先住民の主体性を再確認するに足る数値である。一方、共同体に戻るのではなく、元ゲリラの同志たちと新たな共同体建設に踏み出した者も少なくなく、今後彼らのエスニシティ意識が「多民族・多言語・多文化」を掲げる和平後のグアテマラで、政治性をも組み込んだ地平で新しいアイデンティティの糸口となるのかもしれない³⁸⁾。

グアテマラは先住民族が歴史的に排除・弾圧されてきた国であるため、和解の構成単位と歴史的射程がきわめて複雑なものとなる。そこでの和解とは、武力紛争の加害者と犠牲者という個々人や組織どうし、もしくは国家と社会の関係を超えて民族間の歴史的和解がテーマとなり、その前提としてのコロニアリ

36) しかしその2日後、司教は暗殺された。弾圧が激しさを増していた70年代、軍の標的とされていたキチェ県の司教を務め、国軍の人権侵害を公然と批判しつづけた人物であった。

37) 日本ラテンアメリカ学会第22回定期大会パネル「グアテマラ 和平合意後のゆくえ」における飯島みどり報告（於、名古屋大学）2001年6月。

38) グアテマラでは90年代からグアテマラの民主国家化をめざす「汎マヤ運動」がマヤ系先住民族の間で隆盛してきている。

ズムに関する真相究明と正義，歴史的な謝罪，補償問題が浮上してくる。この点で，イデオロギー上の違いによって主として中間層以上のヨーロッパ系移民の子孫の間で生じた軍政下の国家テロとは，和解の意味が異なっているのである。

さらに、「連れあいを奪われた女性たちの会」(コナビグア, CONABIGUA)にみられるように，農村部での女性の組織化を通じて，先住民族女性の社会参加が推進され，秘密墓地の発掘が根気強く続けられており，11県400以上の共同体に1万人以上のメンバーが活動している。グアテマラではエスニシティとジェンダーに十分に配慮した脆弱性緩和措置や共同体内の和解促進に役立つプログラムを組み合わせた支援・補償措置が必要とされているのである。

V. 結びにかえて

弾圧や内戦による大規模暴力の歴史といかに向き合い，和解に至るための有効な社会的対応を見出してゆくのかという，いまなお萌芽的な問題領域をめぐって，ミノウの提起する上述の三つの論点（傍観者を含めたすべての個人の癒し，民族の癒しの可能性，体制移行への基礎となる和解の推進及びそれに連なる一貫した物語＝歴史の提示による未来の構想）と，ヘイナーが真実委員会活動の成否の鍵として重視する要素とに照らし，グアテマラの試みを評価しておきたい。

さまざまな見地から評価の高い南アフリカの真実委員会と比較して，グアテマラのそれは，予算，スタッフ規模，調査対象期間（いずれも34年間），調査範囲において同様に幅広い一方で，調査権限と報告権限の点では圧倒的に弱かった³⁹⁾。南アフリカではアパルトヘイト体制の当事者である議員をも多く含む議会の決定によって17名の委員からなる委員会が誕生したのに対して，グアテマラでは国連事務総長の任命を受けたドイツ人の国際人権法学者を代表にグアテマラ人有識者2名を加えた3名のみでCEHの活動は開始された。いわ

39) ヘイナー上掲書 p. 456。各国の委員会の比較一覧表が示され，各要素の最適条件が指摘されている。

ば、調査と報告の両面で弱い権限しか付与されていない委員会であった。

他方、本稿で着目したレミーの活動は、公的性格を持たない反面、全国のカトリック司教区の協力を得た「アニマドーレス」と呼ばれる、多くは自身が紛争犠牲者である人びとの自発的行動力に支えられたものである。たんなる量的データ収集や事実追及ではなく、犠牲者の癒しを主目的の一つとして、証言の収集が行われた。その実態はレミー代表の一人フリオ・カブレラ司教の発言からもみてとれる⁴⁰⁾。しかも、中米3カ国同時並行の和平プロセスが94年以降進展をみせたことを背景として、レミーは、CEHに2年以上先駆けて、和平協定調印の1年8ヵ月前から調査活動を開始するという迅速性を発揮した。3年という時間を費やして報告書が作成されたのは、証言の聞き手アニマドーレスの養成に時間を要したからだけではなく、記憶の選別的な忘却や再編の影響をできるだけ避けるために、証言の解釈にあたって、マヤ民族特有の円環的な時間概念や口頭伝承文化にありがちな証言スタイル、格差をつくりださないことに価値をおく共同体文化から発する「妬み」の観念など、文化的な問題も考慮しながら、そうした限界や偏差を補うために膨大な二次資料が併用されたためでもある⁴¹⁾。それほど配慮がなされたわけであるから、辛い過去の追体験による二重のトラウマという危険は回避されるばかりか、個々人の迫害体験をより広い政治的文脈に統合することで、軍部の戦略の一環として殺害されたことを感情的に理解させ、残された者の自責の念を克服する手助けともなりえたと解されるのである。

さらに、前節で確認したとおり、グアテマラ紛争の犠牲者は大半が先住民族であった。したがって、この紛争の性格は根本的に、イデオロギー対立というよりも、むしろアパルトヘイト時代の南アフリカに近い。つまり、グアテマラではまさに民族のトラウマの癒しの可能性が試されたわけである。

40)「証言の収集は、15の先住民の言語を用いて行われました。たんなる情報収集を目的とした、よそよそしいインタビューではなく、真実を語り、詳細を伝え、長い間隠されてきたことに光を当てることで、犠牲者に尊厳を与え、残されたものの心の傷を癒すための対話がなされたのです。(中略)人びとの生きる意味から発する本当の歴史、真の歴史が草の根から、アクター自身によって書かれていったのです。」2000年11月5日東京講演。

41) 歴史的記憶の回復プロジェクト編、上掲書。

こうした場合、前節で論及したように、ポストコロニアリズムと人種化された政治経済的特権及び暴力の関係を転換することなしには、正義も和解も実現不可能である。しかし、全体主義の暴力は多くの人びとの無関心によって支えられてきた。そこで、カトリック教会司教団が率先してレミーという組織を下からつくったことは、殺戮に気づきながらも目と耳と口を閉ざしてきた人びとに対して、真実と責任の所在を示し、正義を求める闘いへの協力と参加を呼びかけるものとして重要な作業であったことになる。

しかしながら、CEH との相互補完的な真相究明活動にもかかわらず、ジェノサイドの実態は一部が解明されたにすぎない。CEH の設置協定文には、人権侵害の責任者の特定や訴追の根拠となるような調査の禁止が明記されており、軍部の強い抵抗が反映されていたことが一因している。なかんずく、グアテマラ政府・軍及び反政府ゲリラに対して武器・資金・訓練・情報などを供与していた諸外国・団体の実態と責任が十分に明らかにされてはいない。さらに、レミー関係者の殺害や脅迫も続いている。再発防止には国際社会の責任も含めた調査と防止措置の勧告が欠かせず、これなくしてはグアテマラの「戦後」は到来しえないであろう⁴²⁾。

当事者でない人間は多くの場合、こうした問題をできれば直視したくないと思うものである。恐ろしい現実を直視するのはたしかに容易なことではない。だが、記憶の回復や和解・赦しという課題は日本における歴史観論争の鍵でもあり、他人事ではないはずである。「中米の人びとと手をつなぐ会」代表として国際 NGO 活動に深く関与してきた国際関係学者、狐崎知己は、日本(政府)の国益中心の官製「平和構築」論を厳しく批判し、自らの苦々しい体験を次のように語っている。「日本はグアテマラ和平協定の締結から4年間で100億円を超える援助を拠出して最大の支援国となった。ところが、このような重要な地位を占めながらも、日本という国は協定履行や人権状況などに関心を持たず、グアテマラ社会においても、またドナーの間でも、腐敗した政府との友好関係のみに配慮する国としてみなされてきた。(中略) 和平プロセスの進展や人権

42)「ジェノサイド研究の展開」第5回ワークショップ(於、東京大学)2004年5月。

状況の改善を妨げる重大な事件が起こった際にも、欧米諸国政府の痛烈な批判とは異なって、ほとんどまったく関心や懸念を表明しない日本政府の態度は実に異様に映っていた。グアテマラへの支援政策と目的が不明のまま、病院や学校の建設、トタン屋根や肥料の大量配布などに興ずる日本大使の姿は、大統領に言われるままに資金を出す気前のよいパトロンとしてグアテマラ国内では報道されていた」と⁴³⁾。日本という国家の安全保障戦略の一環として「平和構築」論が持ち出されているのみで、紛争犠牲者自身の声を聞き、心情や願いを理解し共有しようとする姿勢はみられないというわけである。

結局、共同体から国際社会までの諸社会が死者と遺族からの必死の訴えに回答することができるかどうか (responsibility), これこそが社会的素地とならなければ、我々はジェノサイドの再発を阻止しえない。その際、マヤ文化における「正義」の意味内容を反映した補償プログラムをマヤ犠牲者の参加によって形成する努力もまた必要とされている。それには、狐崎が指摘するように、真相究明と還元活動を通したローカル・ヒストリーの再構成と補償プログラムの組み合わせが有効となるのであろう⁴⁴⁾。ポスト・ジェノサイド社会において正義が確立されてゆくためには、国際社会の協力が要請されているが、癒されぬ痛みを抱える人びとに寄り添うこともなく、人びととの絆なくしてひたすらインフラ整備を行っても、社会の復興は前進しないということである。

これらのことは、記憶の共有についての阿部の視点と響きあう⁴⁵⁾。すなわち、共有の記憶を確かめてゆくことは、それを共有するもののアイデンティティを築いてゆく／再確認することであり、それを通じて絆を再構築してゆくことである。この点を念頭に、記憶の共有／継承を図る意義について、一貫した物語の創造というミノウの挙げた第三の論点から、具体的には、レミーの報告書とグアテマラ正史とは今後どう切り結ぶ可能性をもつのかという問題関心に立

43) 狐崎知己「『平和構築』と正義・補償 中米・グアテマラ和平プロセスから」三好亜矢子・若井晋・狐崎知己・池住義憲編『平和・人権・NGO』新評論 2004年, pp. 347-348

44) 狐崎知己「グアテマラにおける真実と正義に関する一考察 癒しと和解に向けて」小特集：マス・キリングの社会史『三田学会雑誌』94巻4号, 2002年1月。

45) 阿部安成「記憶から歴史へ／歴史から記憶へ」矢野敬一他著『浮遊する「記憶」』青弓社, 2005年。

脚して、飯島みどりのグアテマラ教育省および出版社社会科教科書編集担当者に対するインタビューなどを参考に考察して本稿を結ぶこととしたい⁴⁶⁾。

内戦の現実をどこまで教えるか、レミー報告を教材として教室へ持ち込むことの是非について問われたとき、「報告は何ら秘密ではなく教師自身が同様の経験を持つ場合も少なくない、教材としての採否は個々の教師の判断に委ねられている」と応えた教育省官僚の姿勢をみるかぎり、長年きわめて厳しい言語統制下にあったグアテマラ社会において、たしかに教育省の方針は変化してきていることがわかる。もっとも、歴史教育の質を問う以前に教育制度の確立が急がれる社会では正史のともかくも「普及」が優先することを考慮するなら、レミー報告のような記録は、むしろ制度化された教育の外に展開の場を求めるのが妥当かもしれない。しかし、正史の支配する場へ食い込まないかぎり、既成支配エリートの歴史観は微動だにしない。一方、80年代後半以降発言力を蓄えてきた先住民運動体は、内戦下の証言記録とはべつものの、自分たちの視点に立脚した歴史の把握・叙述をめざしていると飯島は報告している。一例として、先住民教育に力を入れるカトリック系団体とUNESCOの編集した『マヤ民族の歴史と諸価値』(中学上級から高校レベル)がある⁴⁷⁾。このテキストはマヤ系グアテマラ人が自分たちの歴史を回復するために編んだものであり、提示しようとするのはグアテマラ人全体の歴史でもマヤ全体の歴史でもなく、マヤの一部を構成する者たちの声である。

グアテマラのように言語、価値観、生活様式その他ありとあらゆる局面において大きく隔たる、亀裂の走る社会において、互いの歴史認識はあまりにかけ離れており、ある包括的なひとつの歴史へと歩み寄る可能性は当面まずない。

46) 飯島みどり「民主主義のための歴史とは何か ラテンアメリカにおける歴史認識論争の最前線」リレー特集：歴史叙述の修正主義『歴史学研究』第720号、1999年2月。

47) PRODESA+PROMEM-UNESCO, Historia y valores del pueblo maya: programa de formación y capacitación de educadas comunitarias mayas, Guatemala, PRODESA+PROMEM, 1997. 内容は、マヤの聖典『ポポル・ヴフ』やマヤ文明研究書をもとにマヤの起源と価値観を呈示する第一部、植民地体制を概観しマヤの抵抗を論ずる第二部、独立の先駆としてのマヤ叛乱から19世紀の新たな土地収奪・労働力徴発過程、さらに20世紀の軍事政権下での抵抗の組織化を紹介する第三部、そして和平合意への道のりと合意内容を紹介する第四部からなる。

今はまだ、異議申し立ての余地がようやく開かれただけである。しかし、記憶が継承されるべき価値を主張するとき（記憶が歴史化されようとするとき）、その意義は、記憶が正史にとって代わるだけでなく、その記憶を共有する人びとが自分たちの共同性のもととなる関係性を開いてゆく可能性にあるということが忘れられてはならないであろう。